



”内定者フォロー”レポートNo111

株式会社サーフボード

執筆 田嶋 節和

TEL 0776-52-2134 FAX 0776-52-2135

URL <https://www.surfboard.jp/>

採用担当者が知っておくべき SNS の利用規約違反

企業も積極的に様々な SNS（Facebook、Twitter、YouTube、Instagram）を利用して情報発信するようになりましたが、利用規約違反と知らずに利用されている方も多いです。以前に採用活動で SNS（ソーシャルメディア）を利用する際に、個人のプライバシー関連や情報漏洩のリスクの観点から SNS 利用の注意点をまとめましたが、今回は利用規約の観点から SNS 利用の注意点をまとめさせていただきます。

Twitter の注意点：著作権違反

ツイッターのアイコンを好きなアニメ（アニメアイコン）もしくは漫画のキャラから引用している方がいますが著作権違反になります。当然ながら Twitter の利用規約違反です。個人アカウントであれば問題視されることは少なく、実際にアニメアイコン等は多くの方が利用していますが、企業の名前を出して Twitter を利用するなら絶対に守るべき点です。

また気に入った名言としてアニメや漫画の写真をアップする方がいますが、こちらも NG です。どこかのサイトから写真を拾ってツイートするのも他人の著作物を侵害する行為になるので企業の顔として利用するなら注意すべき点です。

従業員限定などクローズドなインターネット環境

であれば漫画キャラのアイコンを利用しても問題になりませんが、ある企業では従業員のコンプライアンス意識を高めるために社内向けのクラウド型ビジネスチャットツールでも全面的に漫画や有名人のアイコン利用を禁止している企業もあります。

著作権の意味では Blog でも同様のことが言えます。就活生にアドバイスを伝える際に、漫画の一コマの写真をアップしながら「諦めるな」「頑張れ」とメッセージを送る採用担当者もいます。著作権の観点から引用の範囲内かどうか判断が難しいケースもありますが、安全に運用するなら漫画の一コマを抜きだすといった行為は控えたほうが無難でしょう。

Facebook の注意点：複数アカウント

最近ではユーザー（株主や顧客）との交流や情報発信を目的として Facebook ページを運用している企業も増えてきました。大手企業になると採用チームが勉強会のお知らせや採用情報を発信することを目的にした採用専門 Facebook ページも存在します。

Facebook ページ運用にあたり管理者が必要になり、従業員の誰かの Facebook アカウントと紐づけなければなりません。個人のプライベートなアカウントと企業が運営する Facebook ページを紐づけたくないと考えている方の中に、複数のアカウントを作成することで解決しようとする方がいます。偽アカウントを作成し、その偽アカウントを

管理者にすれば普段利用しているアカウントがバレることはありません。

また管理者に任命した人間が突然退職するリスク（または一人の管理者に依存するというリスク）を考慮して企業として偽アカウントを一つ作成し、全員でそのアカウント情報を共有している企業もあります。

しかし、偽アカウントを作成するのは明確な利用規約違反です。利用規約には「ご自身のアカウントを1つだけ作成すること」と書かれており、複数のアカウントは禁止されています。これは偽アカウントが「本名であるかどうか」に関係なく利用規約違反です。

周りに複数アカウントを作っていて「バレていません」という方もいるかもしれません。私が知っている方も「特に何も言われず問題なく運用できている」として2年以上問題なく利用している方がいます。どうやら目立った行動をしなければバレにくいという側面はあるようです。

しかし、仮に通報されてアカウントが凍結された際に復旧できる見通しは限りなくゼロに近いです。そして復旧できなくなったら企業の Facebook ページも管理人不在として更新できなくなるリスクも抱えています。Facebook での複数アカウントの利用は絶対に止めましょう。

まとめ

SNS コンプライアンスの注意点は、個人情報漏洩だけが炎上リスクではありません。無料で利用できて誰もが利用しているサービスだと利用規約をしっかりと確認することも少ないだけに、注意を怠り利用規約違反をしてしまう方も少なくないようです。基本的な利用規約をしっかりと守るようにしましょう。

<参考コラム>

SNS 運用トラブルから学ぶ

新卒採用の SNS 運用法

<https://www.chaku2.jp/column/683/>

参照：Twitter サービス利用規約

<https://twitter.com/ja/tos>

参照：Facebook サービス利用規約

https://www.facebook.com/legal/terms/update_2019

巻末にアプリ体験方法記載しています。

**◆◆◆◆スマホアプリ「Chaku2NEXT」のデモを
いますぐ体験できます◆◆◆◆**

1) お使いのスマホに「ちゃくちゃくネクスト」 アプリダウンロード

・GooglePlay または App Store で
「chaku2-next」と検索

2) ダウンロードが完了したら、

・企業ID に「jinji」と入力

3) ユーザーログイン画面でメアドとパスワードを入力

デモアカウント：member@chaku2.jp

パスワード：1111

を入力します。

お問い合わせ先



株式会社サーフボード

担当者：本庄孝司

honjo@surfboard.co.jp

連絡先：0776-52-2134

〒910-0842 福井県福井市開発2丁目614

URL <https://www.surfboard.jp/>